

公益社団法人群馬県子ども会育成連合会

令和6年度事業計画

子ども一人一人の長所を一層伸ばすとともに、健全な育成を支援するうえで、各地域の子ども会活動は大きな役割を果たしています。子ども会活動が子どもにとって安全で、趣旨に沿った展開で行われ、成果を上げていくためには、指導者・育成者の資質の一層の向上と人材の新たな発掘・育成が極めて重要となります。

そのために私たち指導者・育成者は

- ① 子ども達のための子ども会活動とは何かを原点におく。
- ② 単位育成会活動の活性化に向けて、県連合会と市町村（地区）連合会とのパイプを太く、大きくする。
- ③ 子ども会活動の活性化に向けて、ジュニア・リーダー、ユースリーダーの養成に取り組む。
- ④ 子ども自身が、また、子ども同士が安全に活動できる素地を養うよう「子ども会安全啓発（KYTを含む）」の活動を広め、充実する。
- ⑤ 子ども会会員数の増加、新たな指導者・育成者の発掘に向けて取り組むことを常に相互に考え、実践していくことが重要です。

また、本連合会は、平成26年4月1日に公益社団法人群馬県子ども会育成連合会として認可され、10年が経過しました。ここ数年、コロナ禍により子ども会の活動も中止や縮小を余儀なくされてきましたが、最近では社会全体が正常化に向けて動き出しています。本連合会も、これまでの成果の上に前述の5項目の達成に向けて関係機関・団体との連携を重視しつつ、各種事業の充実・発展を図っていきます。

1 連合会事業（公益目的事業1）

1 子ども会事業

1-1 子ども会活動の指導及び育成事業

① 認定講習会

(1) 子ども会指導者資格認定講習会

本連合会の活動趣旨である青少年の健全育成のための子ども会活動を一層充実・発展させるため、地域指導者の発掘及び養成事業として、本連合会の定める子ども会指導者初級・中級・上級認定講習会実施規程に基づき、講習会を開催し、地域の教育力を高めるものとする。

(2) 子ども会インリーダー講習会

県内子ども会の活動を活性化するため、インリーダーを集め、グループ内でのリーダーとしての知識、技能を習得させるものとする。

(3) ジュニアリーダー養成講習会

子どもの人間形成、特に社会的成長を図るうえで、地域子ども会の果たす役割は極めて大きい。この地域子ども会の活動を一層充実・発展させるためには、指導者はもちろんだが、ジュニアリーダーに期待するところが大きい。

そのため、子ども会で活動してくれるジュニアリーダーの確保と資質向上へ向けた取り組みが重要となる。

また、子ども会での活動は、ジュニアリーダー自身にとっても、子どもの指導という経験を通して自己のより良い人間形成に繋がるものである。

さらに、ジュニア・リーダー終了後の青年をユースリーダーとして養成していくことに着手する。(別に定める認定基準による)

ア 県子連ジュニアリーダー研修会

期 日	令和6年7月14日(日)～15日(月・祝)	1泊2日
場 所	県立東毛青少年自然の家	
参加対象	県内でジュニアリーダーとして活動している者、及び子ども会活動に関心のある中高生	
内 容	県子連役員、ユースリーダーを講師として様々な体験活動を通して、子ども会活動への理解と資質向上を図る	
参加費	無料	

イ 県子連子ども会指導者資格認定講習会(中級)

期 日	令和6年10月26日(土)	
	令和6年11月30日(土)	2日間開催
場 所	群馬県青少年会館	
参加対象	子ども会指導者認定講習会実施規定による	
内 容	県子連中級資格認定基準表による	
参加費	昼食代(実費)	

ウ 認定講習会(初級)、子ども会インリーダー講習会、ジュニアリーダー講習会を実施する市町村子連に対して助成をする。

- ・助成金額・・・1事業に対し年1回5万円
- ・助成金に講師等の謝礼も含むものとし、県子連からの講師派遣事業は廃止する。
- ・実施報告後の交付とし、開催市町村子連は事業報告書(開催要項、参加人数)を県子連へ提出する。
- ・市町村子連が実施する初級認定講習会の受講者に対し、県子連発行の指導者の手引を無償配布する。(令和6年度のみ)

エ 体験活動実施市町村助成事業(新規)

市町村子連が主催する体験活動を主とする事業に対し助成を行う。

(例年実施している市町村主催の上毛かるた大会は除く)

助成は、1市町村につき年度1回

- ・助成金額 市子連30万円、町村子連20万円を上限とする希望額(10万円単位)
- ・実施報告後の交付とし、希望する市町村子連は事業実施前に計画書、事業実施後に報告書(別紙様式)を県子連へ提出する。

*上記ウ、エの事業に対し重複しての助成は行わない。

② 群馬県子ども会育成関係者研究協議会

子どもの自立と連帯を育む子ども会活動の充実を目指して、具体的・実践的な育成会活動について研究する機会として実施する。

- (1) 期 日 令和6年9月8日(日)
- (2) 場 所 東京都本所防災館
- (3) 参加対象 郡市町村子ども会育成者・指導者、子ども会関係者、行政関係者、各郡市町村・単位子連事務担当者、子ども会活動に関心のある方

③ 上毛かるた審判・読み方講習会

上毛かるた県大会に向けて、県内各子ども会においては、上毛かるた練習及び大会が開催されている。かるた大会実施にあたり、上毛かるた競技における審判の正しい知識を理解し、審判員の資質向上と上毛かるたの普及を図るものとする。

- (1) 期 日 令和6年10月5日(土)
- (2) 場 所 群馬県青少年会館
- (3) 参加対象 郡市町村子ども会育成者・指導者・事務担当者、子ども会関係者
県内大学生及び専門学校生等

④ 第30回子ども会活動体験作文コンクール

(1) 子ども会活動は異年齢の仲間集団の中で豊かな活動体験を通して、子ども達の成長を促すことを基本に活動を展開しており、この成長の様子を広く理解していただくことで、今後の子ども会活動をさらに充実・発展させ、活動への参加を奨励するものとする。

(2) 応募条件等

- ア 応募締切日 令和6年9月
- イ 参加対象 県内小学生・中学生・高校生
- ウ 内 容 応募された作品の内から15点の優秀賞を選考
優秀賞として表彰状、記念品の贈呈

(4) 表彰選考委員会の開催

- ア 期 日 令和6年9月25日(水)
- イ 場 所 群馬県青少年会館

(5) 表 彰 式

- ア 期 日 令和6年11月9日(土)
- イ 場 所 群馬県青少年会館

⑤ 群馬県子ども会育成連合会表彰

子ども会及び子ども会活動の指導者・育成者等個人・団体に対して、その業績をたたえ、今後の一層の活躍を期待し、表彰するものとする。(表彰規程参照)

- (1) 対象：単位子ども会、ジュニアリーダー組織、指導者・育成者、育成組織

(2) 表彰選考委員会の開催

- ア 期 日 令和6年9月
イ 場 所 群馬県青少年会館
ウ 内 容 表彰規程に基づき、単位子ども会、ジュニアリーダー組織
指導者・育成者、育成組織の選考

(3) 表彰式

- ア 期 日 令和6年11月9日(土)
イ 場 所 群馬県青少年会館
表 彰 状、記念品の贈呈

⑥ 第76回上毛かるた競技県大会

児童福祉の一環として児童憲章の示す「全ての児童は良い遊び場と文化財を用意され、悪い環境から守られる」の趣旨に基づき、「上毛かるた」を使用して、県下の子ども(郡市代表)が一堂に集い、楽しく競技を行うことにより、青少年の健全育成に資するものとする。

- (1) 参加資格 各郡市において、予選を勝ち抜いた代表者
(2) 期 日 令和7年2月9日(日)
(3) 場 所 ALSOK 群馬県総合スポーツセンター ALSOK ぐんま武道館
(4) 内 容 県内単位子ども会、各郡市町村大会を勝ち抜いてきた小学生
中学生の個人、団体により競技を行う

県大会は、地区大会から郡市大会を勝ち抜いてきた選手が参加するが、それまでには多くの子ども達や指導者、育成会員、子ども会会員家族などが関わっている。

したがって郷土群馬についての知識と郷土愛を深めており、青少年の健全育成のために計り知れない効果がある。

⑦ 上毛かるた審判員打ち合わせ会議

上毛かるた競技県大会の趣旨やねらいを子どもたちが正しく理解し、実践する上では、大会の中心となる審判員が競技に対する共通な理解を有することが重要であり、そのための打ち合わせ会を行うものとする。

併せて審判員がこの共通理解によって地区・市町村内の競技大会を行うことにより、子ども達の上毛かるた競技に対する理解を深めるとともに、競技力の一層のレベルアップを推進するものとする。

- (1) 期 日 令和6年12月7日(土)
(2) 場 所 群馬県青少年会館

1-2 安全普及啓発活動

① 子ども会安全啓発（KYTを含む）初級指導者養成講習会

子ども会活動に欠かせない安全教育・安全啓発（子ども会KYTを含む）に係わる指導者養成と安心・安全な子ども会活動の充実・振興とを図るために本事業を実施するものとする。

- (1) 期 日 令和6年5月26日（日）
- (2) 場 所 群馬県青少年会館
- (3) 参加費 1,500円（昼食・テキスト代）
- (4) 参加対象 子ども会育成者・指導者・事務担当者、子ども会関係 行政関係者、学校関係者、子どもの育成のための安全教育に関心のある方

1-3 調査研究・資料の発行・情報提供事業

① ぐんま子ども会の発行、配布

県下各郡市町村子連に対し、県子連の運営及び事業等の理解と今後の運営に対しての理解を徹底するとともに、各郡市町村子連の子ども会活動の紹介や事例提供を行うものとする。

1-4 関係団体・機関・企業団体等連携事業

① 企業・団体との共同による事業の展開

各企業・団体と共同し、子ども会に有益な事業を展開し、子ども会活動の発展、社会的認知の向上、子ども会会員数の増加を目指すとともに、各企業・団体からの依頼に応じてイベント等の開催、指導者の派遣、協力を行うものとする。

- ・春休み、夏休み体験学習（ぐんま子どもの旅）
- ・上毛かるた親子大会（明治安田生命群馬支社）

2 共済事業（公益目的事業2）

法人会計（管理部門）

会員の会費及び県子連運営会費（130円）を収入源とし、法人の運営に関わる管理費を計上する。

1 事務局執行体制の整備と強化

共済事業の充実・継続、公益法人制度による職員配置、事務局職員の研修の開催とともに、規約や規程の整備を進めるものとする。

2 賛助会員の拡大増進

3 公益社団法人群馬県子ども会育成連合会 定時総会の開催

① 令和6年度総会

- (1) 日 時 令和6年5月30日(木) 午後2時
- (2) 場 所 群馬県青少年会館
- (3) 内 容 令和5年度事業報告及び決算
その他

4 公益社団法人群馬県子ども会育成連合会 理事会の開催

① 令和6年度 第1回 理事会

- (1) 期 日 令和6年5月11日(土) 午後2時
- (2) 場 所 群馬県青少年会館
- (3) 内 容 令和5年度事業報告及び決算、その他

② 令和6年度 第2回 理事会

- (1) 日 時 令和6年8月22日(木) 午後2時
- (2) 場 所 群馬県青少年会館
- (3) 内 容 令和6年度事業の進捗状況、その他

③ 令和6年度 第3回 理事会

- (1) 日 時 令和7年3月15日(土) 午後2時
- (2) 場 所 群馬県青少年会館
- (3) 内 容 令和7年度事業計画及び予算、その他

5 公益社団法人群馬県子ども会育成連合会 執行理事会

- (1) 日 時 毎月第1木曜日
- (2) 場 所 群馬県子連事務局
- (3) 内 容 令和6年度事業運営、その他

6 郡市町村会長・事務担当者会議

令和6年度の県子連事業と全国子ども会安全共済会制度の周知を踏むための説明会を開催し、子ども会活動・育成会活動の活性化に役立てるものとする。

- (1) 日 時 令和6年4月18日(木)
- (2) 場 所 群馬県青少年会館